

第2回国産食肉輸出促進協議会概要

日時：平成18年10月4日（水） 13:30～15:40

場所：農畜産業振興機構6階会議室

概要

日本産牛肉の輸出に係る課題と検討方向について

第1回の協議会で出された課題を中心に、今後の検討方向について議論を行い、各課題の解決に向けて取り組むこととされた。主な意見は以下のとおり。

- ・ 輸出向けの供給量確保の対策については、登録農場を増やすことでコスト増（モニタリング検査数の増加）の懸念がある。
- ・ 和牛肉、高級部位以外の輸出を伸ばしたい。
 - 現在輸出されている部位はロイン系に限られている。
 - ロイン系以外の部位を販売できるよう料理法の提案などの努力はしているが、結果に結びつくまでには至っていない。
 - モモ肉などをよく使用する焼肉店や中華料理店などにターゲットを絞って売り込むことも考えたらどうか。
 - 交雑種や肉質等級の3程度の肉が海外市場で受け入れられたら、全体の供給量が増加する。
- ・ 食肉処理施設における検査官の監督などは、トレーサビリティも整備されている現状では合理化の余地があるのではないか。
- ・ 認定施設を維持するのにコストはかかるが、全般的な衛生水準の向上にも資する面もある。対米認定施設で処理された肉であるという付加価値をつけて提供できる。
- ・ 香港向けの牛肉輸出が可能となることを大いに期待している。

牛肉の輸出マニュアル骨子案について

骨子案を基本として、今後、関係機関、関係者の協力を得つつ事務局でとりまとめを行い、新たに輸出を行う意向を有する産地に可能な限り早く提供できるよう作業を進めていくこととされた。

産地輸出協議会の開催について

食肉輸出の先進地と新たに取り組む産地とで意見交換を行うため、現状の取組み、課題等について、現在対米牛肉輸出を行っている先進地で産地輸出協議会を開催することとされた。

第2回国産食肉輸出促進協議会資料一覧

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 第1回協議会概要

資料4 日本産牛肉の輸出に係る課題と検討方向(案)

資料5 「牛肉の輸出マニュアル(対米輸出を中心に)」(骨子案)

資料6 輸出動物検疫の現状について

<参考>

参考資料1 日本産牛肉の対米輸出量

参考資料2 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会資料(中間取りまとめの概要)

参考資料3 第1回食肉の表示に関する検討会資料(牛肉関連抜粋)

参考資料4 平成19年度国際部予算概算要求の重点事項(輸出関連抜粋)

平成18年度 第2回「国産食肉輸出促進協議会」議事次第

日 時：平成18年10月4日（水）
13時30分～16時00分
場 所：独立行政法人農畜産業振興機構
麻布台ビル 北館6階会議室
東京都港区麻布台2-2-1

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

- (1) 日本産牛肉の輸出に係る課題と検討方向について
- (2) 牛肉の輸出マニュアル骨子案について
- (3) その他

4. 閉 会

第 2 回 国 産 食 肉 輸 出 促 進 協 議 会 委 員 名 簿

委 員

	氏 名	勤 務 先 等 ・ 所 属
1	井 手 勝 彦	宮崎県経済農業協同組合連合会 畜産部長
2	岩 間 達 夫	日本食肉輸出入協会 専務理事
3	諏 訪 陽 二	鹿児島県経済農業協同組合連合会 肉用牛課次長
4	富 沢 健 一	株式会社群馬県食肉卸売市場 製品部長
5	西馬場 茂	全国農業協同組合連合会 畜産販売部食肉課長
6	藤 井 晶 啓	全国農業協同組合中央会 農業対策部 畜産園芸対策課長
7	村 田 定 治	伊藤ハム株式会社 ミート事業部 業務改革ディレクション・シニアセラーマネージャー

オブザーバー 農林水産省生産局食肉鶏卵課・消費安全局動物衛生課 厚生労働省医薬食品局監視安全課
 独立行政法人農畜産業振興機構 畜産振興部・食肉生産流通部
 ・JA 全農ミートフーズ株式会社・全国農業協同組合中央会

(事務局) 財団法人 日本食肉消費総合センター
 住所 〒107-0052 東京都港区赤坂 6-13-16 アジミックビル TEL03-3584-0291 FAX03-3584-6865

第1回国産食肉輸出促進協議会概要

日時：平成18年7月27日（木） 13:30～16:10

場所：農畜産業振興機構6階会議室

概要：本協議会で出された主な意見、課題等は以下のとおり。

生産段階について

- ・対米輸出用として他県の牛を認定施設のある県が受入れることは可能か。（実際に他県からの受入れ事例はあり、制度上の問題はないと思われる。）
- ・生産者は、自分が出荷した牛が対米輸出に向けられ喜んでいいる。生産者の士気向上を図る上でも、取組みやすい輸出拡大のあり方を考えるべき。

施設、加工段階について

- ・施設認定、維持のための労力、コストはかかるが、衛生管理などのモチベーションを持つためにも対米輸出認定を受ける意義はある。
- ・施設認定維持のために義務付けられているモニタリング検査の費用負担が大きい。トレサ制度などを活用し、負担の軽減を工夫できないか。
- ・認定のためのマニュアルは牛肉だけでなく、他畜種のものも作ってほしい。

出荷、販売段階について

- ・牛肉の対米輸出検査の申請手続き上の問題で、フローズンでの出荷ができない。
- ・米国では和牛について「KOBE BEEF」という呼び名が定着。誤解を改めるのに苦慮。日本としてどのように呼称の問題に対応するのか方針を決めてほしい。

各県の取組みについて

- ・滋賀県（対米輸出を検討中）においては、新しい食肉処理場が来春操業予定で施設整備中であり、ハード面はともかく、ソフト面での課題が大きいと考えている。
- ・熊本県においては、県内の生産、出荷、販売戦略を検討中であり、その中で輸出についても議論することとなるものと考えている。

日本産牛肉の輸出に係る課題と検討方向(案)

	課題	検討方向
生産段階	○輸出向けの供給量の確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出を行うための登録農場の拡大 ・ ロイン系以外の部位の需要拡大
施設、加工段階	<p>○対米輸出施設の管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設認定、維持のための労力、コストがかかる。 ・ 実態上、米国向けと国内向けの処理作業を分ける必要があるため、処理工程の流れが停滞するなど、時間的なロスが多い。 ・ モニタリング検査に係る費用負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負担軽減のための改善策のあり方について検討
出荷、販売段階	<p>○対米輸出の手続き上の問題で、フローズンでの出荷ができない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食肉衛生証明書の発給申請手続き上、予め輸出日や便名を特定しておく必要があるため、チルド航空便での輸出となってしまう、コスト高。 ・ 船便でのフローズンによるまとまった量の輸出ができず、供給拡大にも制約。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定要綱の改正を含めて改善策について検討
	<p>○「和牛」＝「Kobe Beef」との認識定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地での日本産和牛肉の販売拡大に支障。 ・ 現地生産の「Kobe Beef」、「Wagyu」と称されるものとの差別化が必要。 ・ 今後、銘柄牛などを輸出する際などにも混乱が予想。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出先国における販売実態や制度等についての情報収集。 ・ 日本産和牛の定義、歴史的背景、飼養管理方法、品質、味などの違いを明確化し、正確な情報を発信。 ・ 現地での各種イベント・展示会の場や販売先への「和牛」や各銘柄牛を説明したパンフレット等の配布。（「和牛」統一マークの策定等）

	課題	検討方向
出荷、販売 段階	<p>○米国における幅広い需要の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> 和牛の用途は、ほぼステーキのみに限定され、輸出部位がロイン系に集中。 その他の部位の需要が広がらないと、今後の数量拡大の見込みがない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントや販売の際に、和牛の色々な部位を用いた様々な料理法を提案。
	<p>○米国のヘルシー志向への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に、サシが多い和牛肉はヘルシーでないとの風潮。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントや販売の際に、和牛独自のおいしさ、高品質をアピールするとともに、和牛と他の食材を用いた栄養バランスのとれた料理法を提案。 肉質等級が中位のもの（注：現在は5、4等級のものが中心）の輸出可能性を検討。
	<p>○輸出不可国（上海等）での和牛販売</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、中国等では日本産牛肉が輸出不可となっているにも関わらず、〇〇県産と表示された牛肉が販売されているケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正貿易防止のあり方について検討 表示の問題と併せ、あらゆる機会を捉えて積極的なPR
その他	<p>○輸出先国の需要や規制等に関する情報が欲しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場特性調査を実施
	<p>○輸出を始めるに当たって、どのような手続きや条件が必要かがわかるようなマニュアルが欲しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今年度中に対米牛肉輸出についてのマニュアルを作成

平成 18 年 10 月
財団法人日本食肉消費総合センター

「牛肉の輸出マニュアル（対米輸出を中心に）」（骨子案）

1 輸出に関する基本的な制度

- （1）生産から通関までの手続きの流れ
- （2）関連法令等の概要（輸出検疫、通関等）

2 牛肉対米輸出認定施設について

- （1）認定の要件（ハード、ソフト面）
- （2）認定後の管理（モニタリング、査察等）
- （3）輸出時の対応（農家の選定、と畜処理・保管方法等）
- （4）先進事例の紹介

3 米国における検疫・表示等の情報

（参考）

- ・各国における牛肉の輸入状況
- ・輸出に関する窓口一覧

輸出動物検疫の現状について

平成18年10月4日

1. 輸出解禁に向けた取組み

- (1) 動物検疫は、輸入国が自国における家畜の伝染性疾病の侵入・まん延を防止するため、OIE（国際獣疫事務局）コードを参考としつつ、当該国の法令に基づき検疫条件を定め、自ら輸入検疫を実施するとともに、輸出国に対して必要に応じ輸出検疫を求める仕組みとなっている。
- (2) 農林水産省では、畜産物ごとの潜在的な輸出可能性や関係者からの要請等を踏まえ、関心国に対する輸出解禁要請、相手国との科学的な議論等を行い輸出解禁に努めてきたところである。
- (3) 平成12年以降、牛肉等について延べ54カ国・地域/品目の輸出解禁要請を行い、うち13カ国・地域/品目の解禁を実現。

2. 主な品目の輸出解禁状況等

- (1) 我が国から輸出可能な主な相手国・地域及び品目は、別紙の1のとおり。
- (2) 現在協議中の主な相手国・地域及び品目は、別紙の2のとおり。

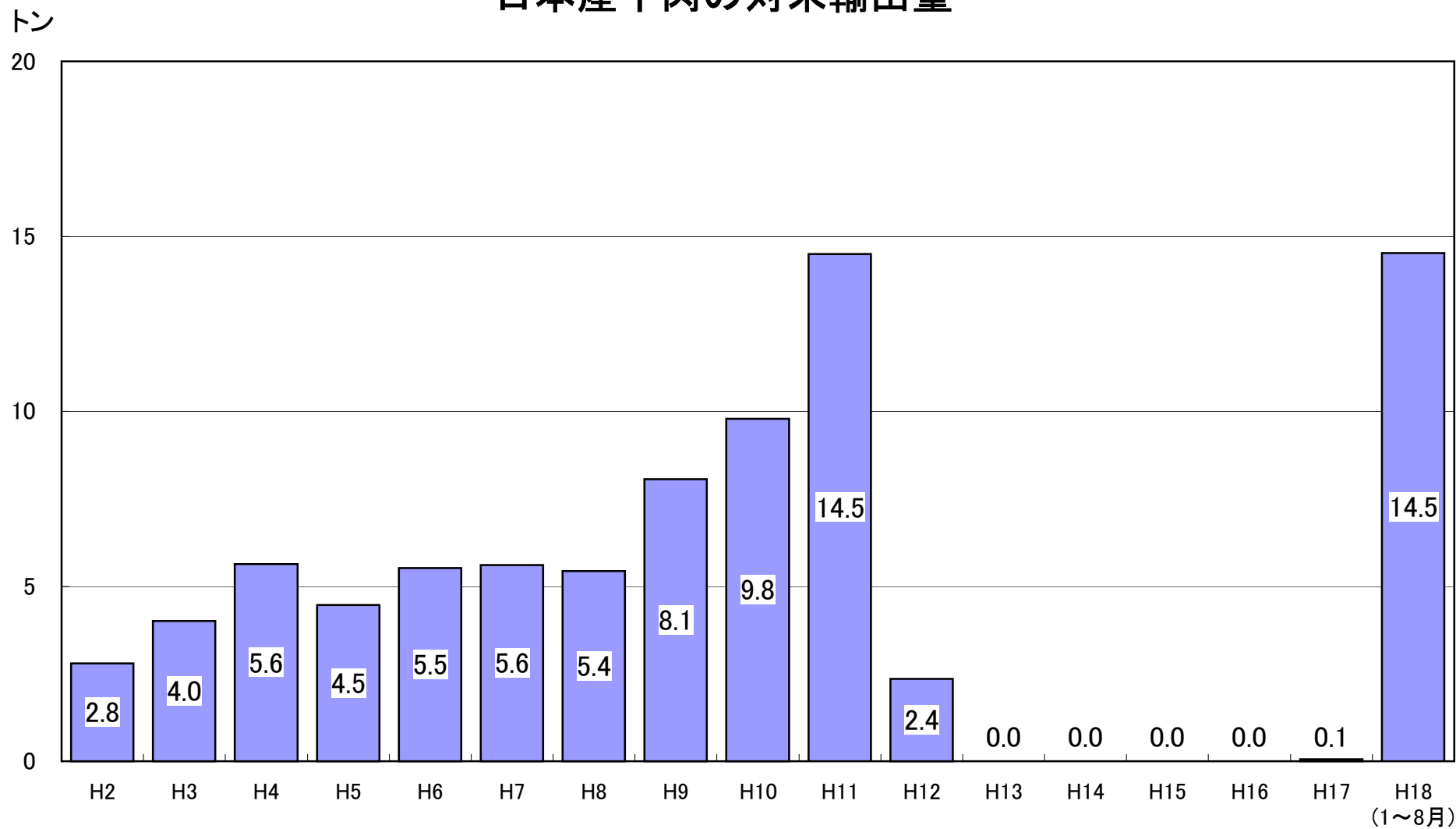
BSE関係

過去輸出実績のあった29カ国・地域に対し解禁要請を行い、協議を継続しているところ。特に、香港及び台湾については、両国の専門家会合を行う等積極的に対応しているところ（うち2カ国は解禁済み）。

高病原性鳥インフルエンザ関係

家きん肉等の主要輸出国17カ国・地域に対し解禁要請を行い、協議を継続しているところ（うち5カ国は解禁済み）。

日本産牛肉の対米輸出量



資料:財務省「日本貿易統計」

家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について (検討会中間取りまとめの概要)

1 和牛における知的財産制度の活用

(1) 和牛の遺伝子特許等の戦略的取得

- 特定の遺伝子について、塩基配列を解析し、その機能解明を行うことで、遺伝子特許を取得することは可能であり、我が国の豊かな遺伝資源を最大限に活用して、取得した特許を知的財産として戦略的に活用し、国際競争力をさらに強化。
- 遺伝子の機能解明の分野における激しい国際競争の下、和牛の他の品種にない優れた肉質等に関する遺伝子及びその機能については、海外に先んじて解明できるよう、研究開発を加速化。
- 遺伝子機能の解明、遺伝子機能と改良増殖技術を結びつけた新しい技術の開発等に当たっては、全国の研究機関・研究者が連携して、戦略的に取得する体制を構築。
- 海外での和牛の遺伝資源を利用した生産による権利侵害等への対抗措置として、和牛遺伝子と関連する生産技術を併せて総合的に特許取得することが有効。

(2) 和牛の遺伝資源保護のための遺伝子特許等の活用

- 和牛の遺伝資源の保護・活用を効率的に進めるためには、特許権等の融通、国民サービスの向上のための活用等、知的財産の戦略的マネジメントの仕組み（「パテントプール」等）が必要。
- 遺伝子を利用した品種鑑別法は、牛肉トレーサビリティ法を補完し、遺伝子レベルで品種等を明確化することにより、輸入牛肉等との峻別に活用できることから、攻めの農政の観点からも一層の取組が重要。

2 精液の流通管理の徹底

(1) 流通管理の徹底のための関係者間の意識の醸成と自主的な取組

- 「和牛の遺伝資源は、関係者の長年の育種改良の努力による国の財産」という認識を、関係者間に醸成することが重要であり、その財産を国内で最大限に活用するため、関係者の自主的な取組が必要。

- 和牛を繋養する家畜人工授精事業体による協議会が核となって、関係者に和牛の精液は国内で活用すべきものであるという共通認識を醸成するとともに、精液の利用状況をフィードバックするシステムを構築すべき。

(2) 精液流通管理体制の構築

- 精液証明書と一体となった精液ストロー等の流通管理の強化を図るため、バーコード等を活用し、精液の利用状況を生産者等へフィードバックしていくシステムを構築する等、流通管理体制を確立。
- 精液ストローの流通管理体制構築に当たっては、複雑な流通経路を考慮し、地域において実際の利用者間のコンセンサスを得ながら着実に実施。

(3) 家畜改良増殖法に基づくチェック体制の構築

- 中間段階における確認のためには、家畜改良増殖法に基づく精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄を見直し、種畜検査委員制度を活用して譲渡履歴の管理徹底を図るための仕組みを検討。

3 「和牛」表示の厳格化

(1) 消費者の認識に合致した「和牛」表示

- 多くの消費者は「和牛」は国産牛であると認識しており、消費者の誤解を招かない表示のあり方を検討することが重要であり、「和牛」表示を見直し、国内で生まれた和牛のみを「和牛」とすることとし、消費者の認識とのギャップが生じないようにすることが有効。

(2) 諸制度を活用した「和牛」表示の厳格化

- 食肉公正競争規約に基づく「和牛」表示の根拠となる品種の確認方法について、「和牛」表示の適正さを確保するために、家畜登録制度、牛トレーサビリティ制度を活用して、黒毛和種等の品種の証明手段を厳格化。

(3) わかりやすい表示と消費者への情報発信

- 和牛が、他の品種に見られない優れた産肉特性を備えた我が国固有の財産であることなど、和牛に対する消費者の理解度を更に高めていくことも、和牛遺伝資源の保護のためには重要であり、和牛の良さを理解してもらうため、「和牛」の統一マークや新たな表記を作成するなどにより、消費者に対してわかりやすく情報を発信。

(4) 地域団体商標制度の活用

- 国産の和牛肉と輸入牛肉の差別化を促進するため、地域名と商品名からなる地域団体商標を取得し、地域ブランドを適切に保護するとともに、生産管理方法や肉質等の品質に関して消費者ニーズを踏まえた一定基準を定めること等により、当該商標に対する消費者の信頼を高めていくことが重要。

4 和牛の改良・生産体制の強化等

(1) 遺伝子特許等を活用した和牛改良速度の向上

- 今後とも着実に和牛の育種改良を進めることは極めて重要であり、従来の手法に併せ、優れた肉質等に関連する遺伝子特許等を和牛の育種改良に活用し、改良速度を更に向上。

(2) 海外の追従を許さない優れた和牛の生産

- 我が国の和牛と海外の和牛交雑種等との競争が始まっていると認識し、海外の追従を許さない優れた品質の和牛をいかにして生産していくかという視点に立ち、既に構築している改良体制の更なる充実を図って、高品質な和牛肉を安定的に供給していくことが重要。
- 家畜改良増殖目標の達成に向けた取組や家畜個体識別システム・肉用牛枝肉情報全国データベース等を活用した全国的な改良体制の強化を推進。
- 和牛は他国に求めることのできない我が国に限定的な資源である点を考慮し、各県、各地域単位で造成された和牛の遺伝的多様性の確保に配慮。

(3) 「和牛」＝「国民の財産」

- 「安ければ良い」という判断から、和牛本来の良さを理解した能動的な選択につなげていくことで、国民の財産である和牛の遺伝資源が海外に流出することを良しとしないという認識を持っていただけるよう働きかけていくことが必要。
- 改良等により今後も更に和牛そのものを磨き上げ、高品質な和牛肉を低コストで生産していくことが、最終的には和牛を遺伝資源として守ることにつながり、また、消費者にとっても有意義なことであることを理解してもらうことで、「和牛」＝「国民の財産」という消費者と生産者の共通の認識を醸成することが重要。

プレスリリース

平成18年9月1日
農 林 水 産 省

第1回食肉の表示に関する検討会の概要について

- 1 日 時：平成18年8月31日（木） 13：30～15：45
- 2 場 所：東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省第2特別会議室
- 3 出席者：委員（別紙参照）

4 議事概要

検討会の座長に沖谷委員が選出され、事務局より配布資料の説明が行われました。委員からの主な発言は以下のとおりでした。

生産者が生産した物がきちんと消費者に認識されるような表示とする必要。消費者の選択に資する、分かりやすい表示であることが重要。

表示を義務づけることは避け、消費者が自由に商品選択できるような表示となるよう整理すべき。

品種と原産地をセットで表示するのが分かりやすいのではないか。

「和牛」は我が国の貴重な遺伝資源、文化的資産であり、国産に限った表示とすべき。

「和牛」「黒豚」は、国産に限った表示とすることが望ましいが、具体的な表示のあり方はよく検討する必要。

「和牛」や「黒豚」に取り組んできた生産者が生産を継続できるような表示のあり方を検討してほしい。

食肉公正取引協議会の議論では、「和牛」については国産に限るべきとの意見が大半だが、「黒豚」については意見が分かれている。

加工品も含め、輸入食肉に依存している状況を前提に議論すべき。また、品種と産地は区別して議論すべき。

【お問い合わせ先】

生産局畜産部食肉鶏卵課食肉流通班

担当者：菊池、西口、佐藤

電 話：03-3502-8111（内線3994、3995、3996）

直 通：03-3501-3776

当資料のホームページ掲載先アドレス

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

「食肉の表示に関する検討会」委員名簿

(50音順、敬称略)

秋岡 榮子 経済エッセイスト
大木 美智子 消費科学連合会会長
小笠原 莊一 日本チェーンストア協会常務理事
沖田 速男 鹿児島県黒豚生産者協議会会長
沖谷 明紘 日本獣医生命科学大学名誉教授
小田 勝己 宮城大学食産業学部教授
川村 千里 肉用牛生産農家
神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
小林 喜一 全国食肉公正取引協議会専務理事
惣宇利 紀男 大阪市立大学大学院経済学研究科教授
武田 治明 (社)食肉加工協会品質規格委員
西迫 誠 鹿児島県農政部畜産課長

和牛の現状について

和牛について

和牛は我が国固有のものであり、改良機関や農家の長年の努力によって改良されてきたもので、我が国の財産である。

和牛には4品種があり、以下の特徴を備えているものが、血統登録されている。

黒毛和種



	体高	体重
雄	147cm	720kg
雌	130cm	450kg

古くから飼われていた牛で小格で前勝ちの体型。1918～20年に各県で登録が開始され、44年に固定した品種と結論。48年に全国和牛登録協会が発足し、登録は一元的に実施。被毛色は黒褐単色。

肉質に優れ「霜降り肉」を生産する。

褐毛和種



	(熊本系)体高	体重
雄	153cm	1,000kg
雌	134cm	600kg

熊本では1923年に標準体型が作成され登録が開始。放牧飼養に適する牛として改良。

高知では、1939年から登録を開始。

ともに44年に「褐毛和種」として認定。48年全国和牛登録協会に登録。51年に日本あか牛登録協会が発足(熊本)。

被毛色は黄褐色から赤褐色。耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。

日本短角種



	体高	体重
雄	145cm	1,000kg
雌	130cm	580kg

東北地方北部原産。1957年に審査標準を統一し、日本短角種として登録を一元化。登録は日本短角登録協会が実施。被毛色は濃褐色。

肉質は肉のきめがあら。粗飼料の利用効率が高いことが特徴で、北日本の気候風土に適し、放牧適性が高い。

無角和種



	体高	体重
雄	137cm	800kg
雌	122cm	450kg

1924年に登録が開始され、44年に無角和種として認定されて全国和牛登録協会が登録を実施。被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。

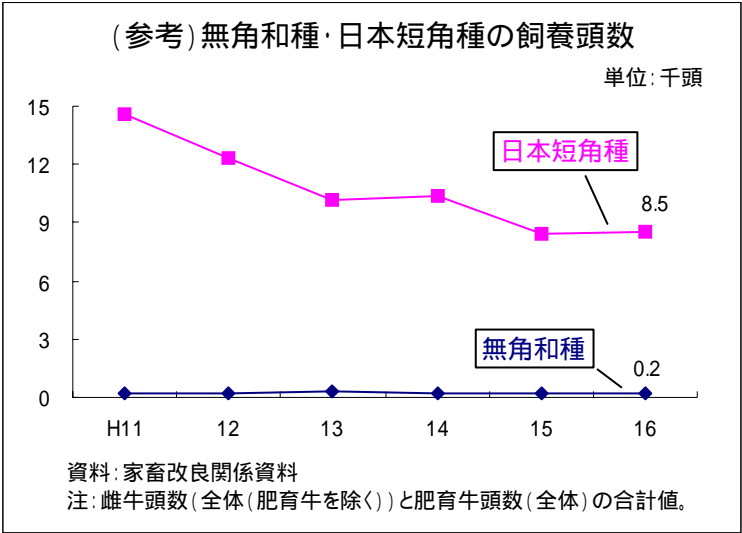
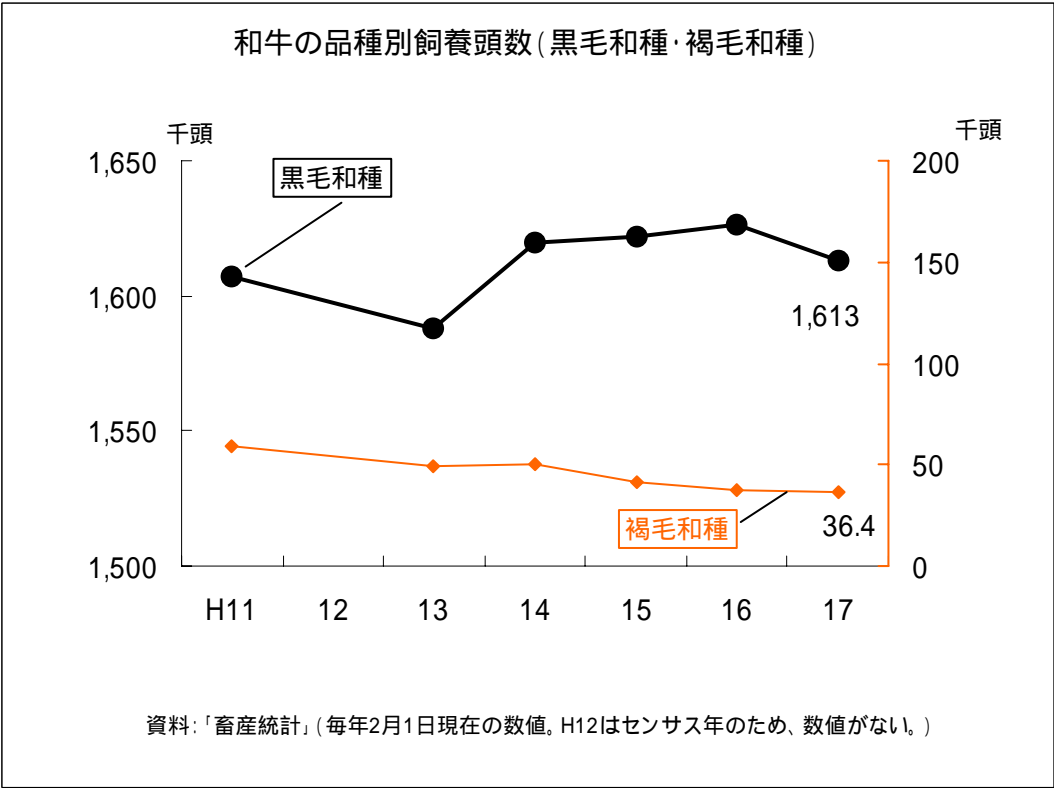
肉質の面では肉のきめなどが黒毛和種より劣る。

(参考) 家畜において固定種と考えられる条件

- (1) 同一の血統起源であること。
 - (2) 血量が一定水準以上に達していること。
 - (3) 特定の外貌上の特徴を共有する集団であること。
 - (4) 体格の大きさにおいて斉一性をもっていること。
 - (5) 経済的能力において斉一性をもっていること。
- ((社)全国和牛登録協会「新・和牛百科図説」より)

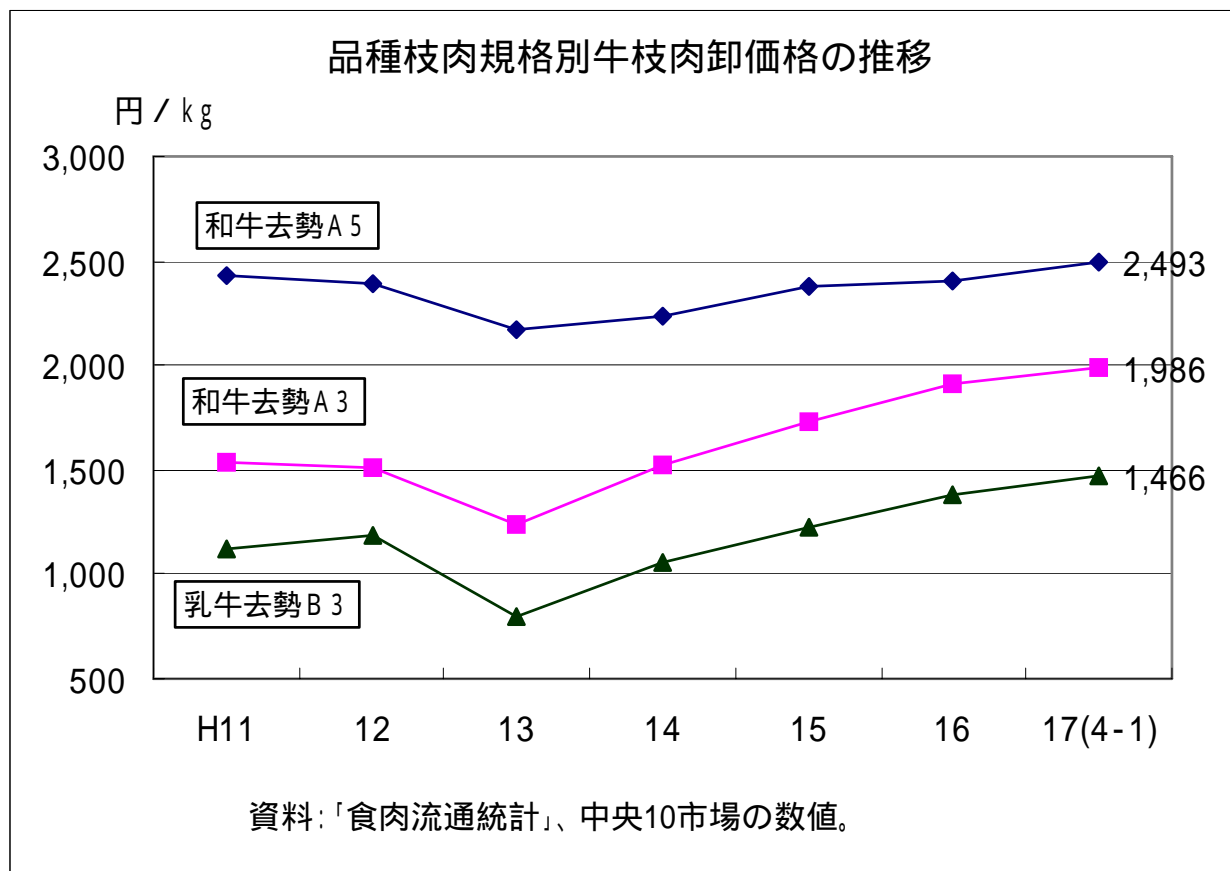
飼養頭数の推移

和牛の飼養頭数は、14年は13年9月のBSE発生により出荷が停滞したこと等の影響によりわずかに増加したものの、近年は緩やかな減少傾向で推移。



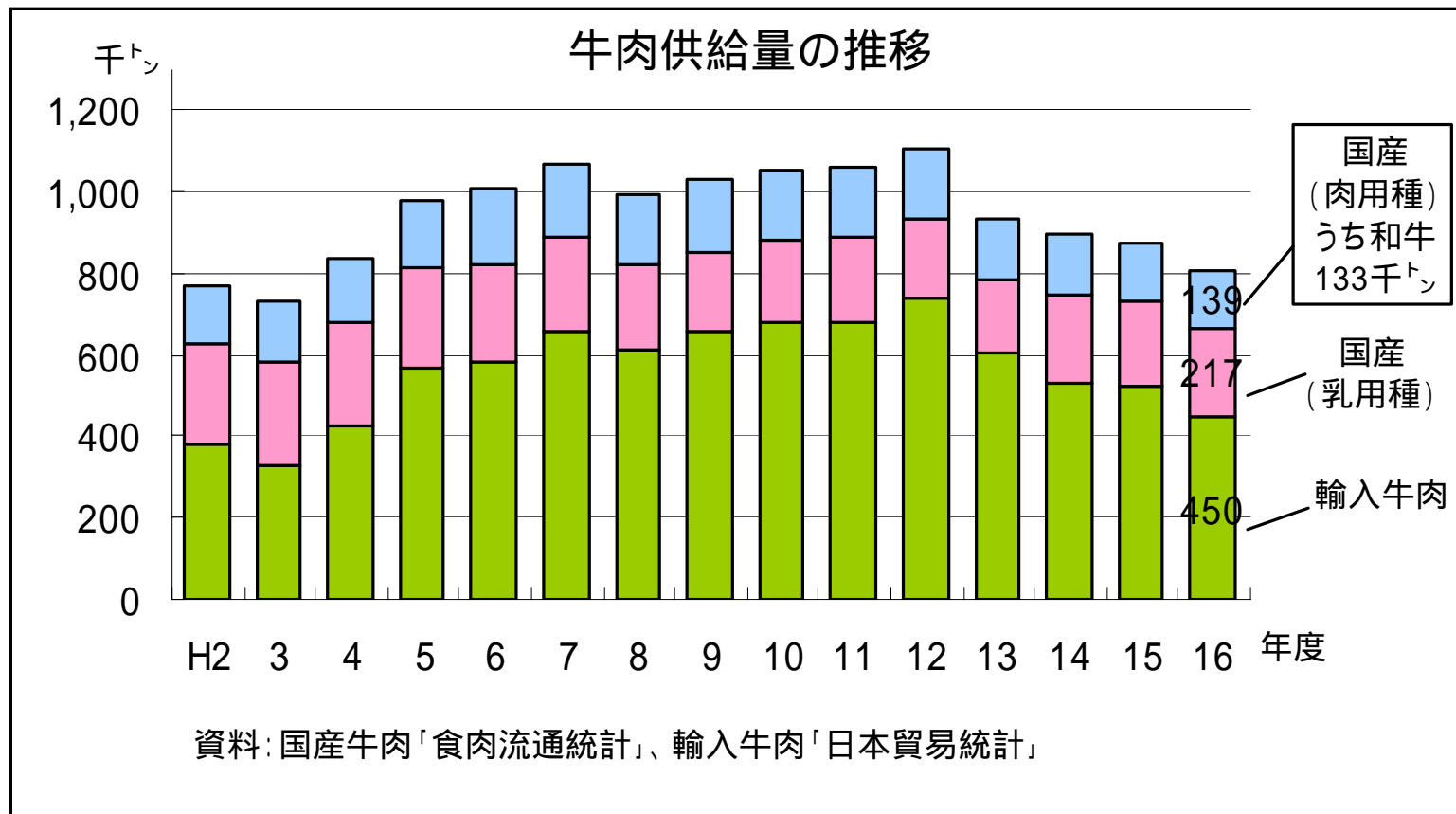
品種別枝肉規格別牛枝肉卸売価格の推移

国内において和牛は、優れた肉質等のため、他の品種に比べ高い価格で取引されており、高い評価を受けている。



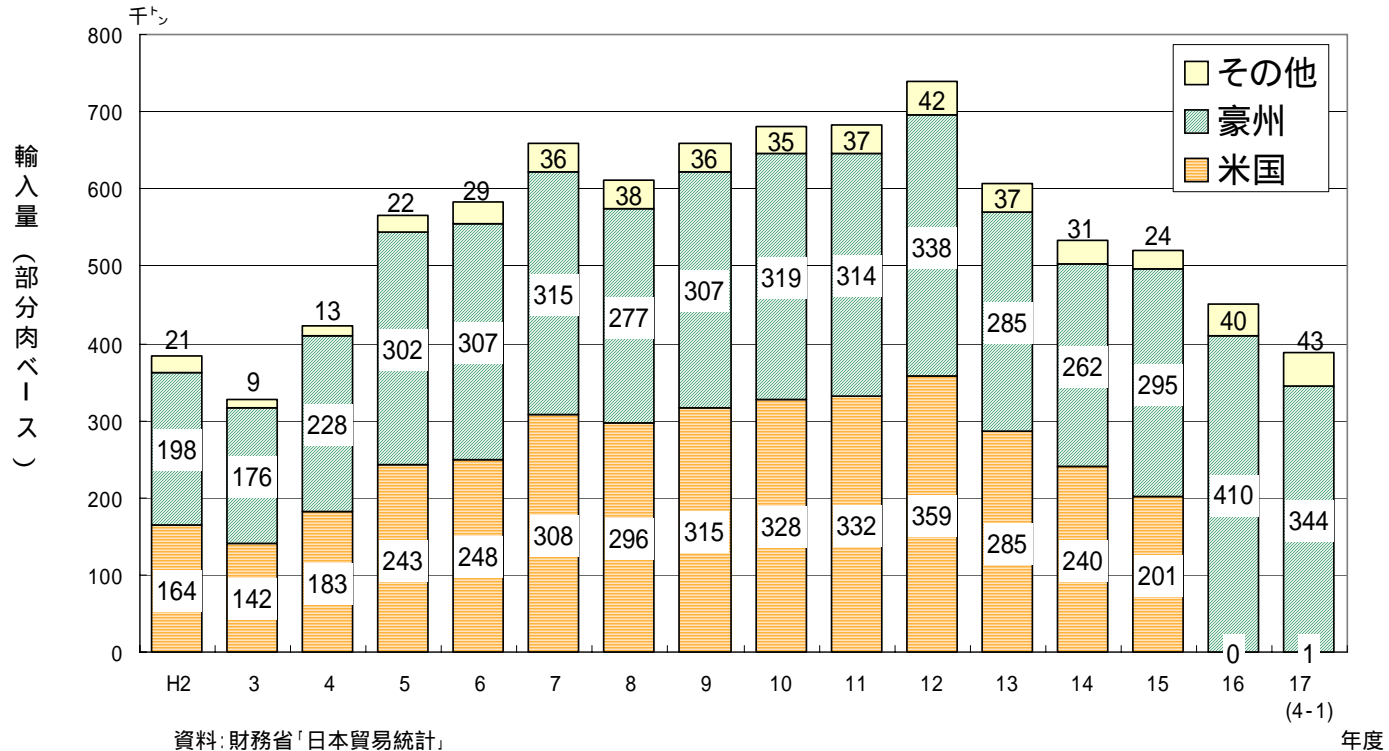
牛肉供給量の推移

国内に供給されている牛肉の約6割は輸入牛肉。
牛肉供給量のうち和牛肉のシェアは約15%程度。



牛肉の輸出入量の推移

牛肉の輸入量は、14年度は、国内初のBSE発生により国内消費量が減少したことから、減少。15年度以降は、米国でのBSE発生に伴う輸入停止措置の影響により減少（豪州産牛肉については増加）。



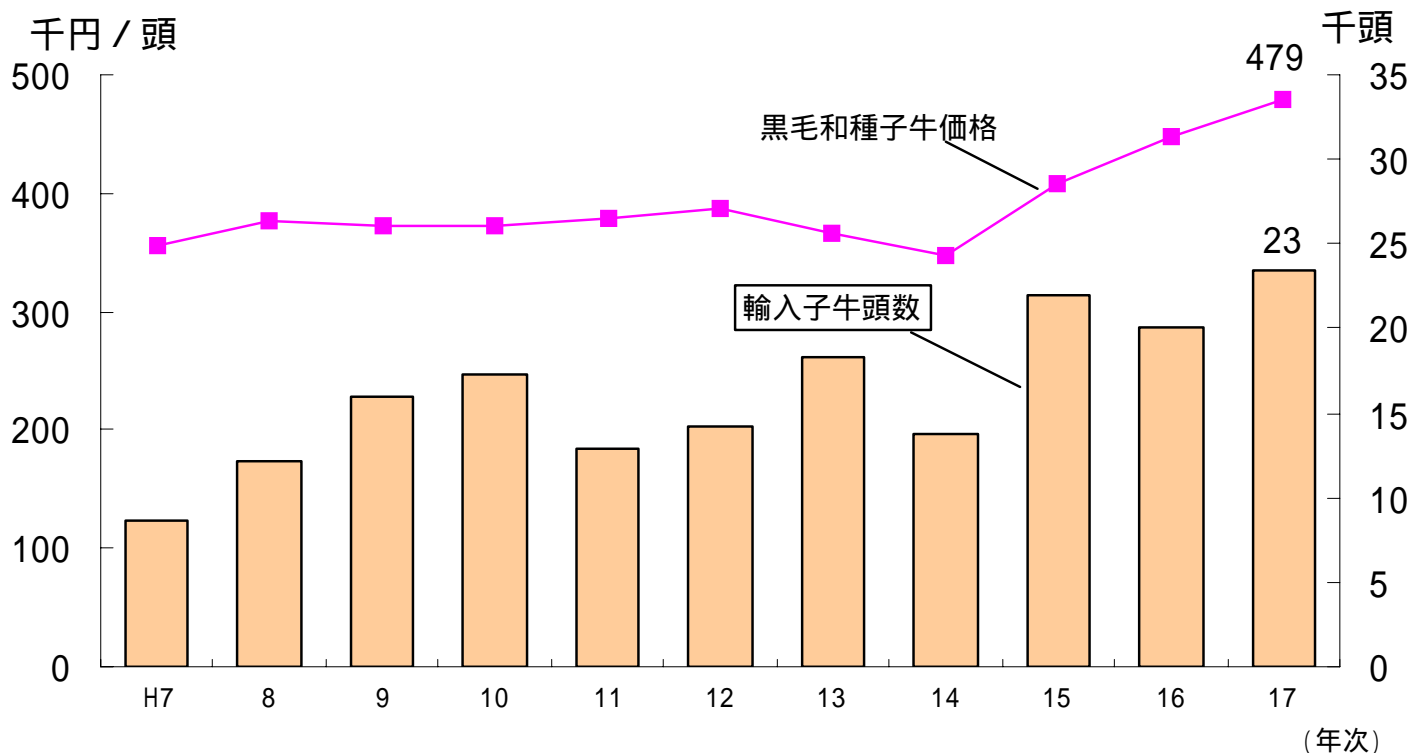
牛肉の輸出は、我が国において口蹄疫(H12)・BSE(H13)が発生したことから、米国等で輸入が禁止。17年12月に米国及びカナダで日本産牛肉の輸入が解禁。現在、香港、台湾、EU等と輸出再開に向け協議中。

(BSEによる禁止前の輸出量は増加傾向で推移しており、H11年度は396トン。)

生体牛の輸入について

生体牛の輸入のほとんどが、肥育用もと牛。
また、国内の肥育もと牛価格が高い場合、輸入頭数が増加する傾向。

国内肉用子牛価格と子牛輸入頭数の関係



資料：(独)農畜産業振興機構「全国の子牛取引情報」、動物検疫所業務統計

注：動物検疫の検疫枠の制限のため、近年は肥育用もと牛の輸入は、2万2～3千頭程度が上限(H17実績2万3千頭)。

和牛に関する諸制度等について

1 家畜改良増殖法

〔目的〕

家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資する。

〔概要〕

家畜改良増殖目標の実現のため、

「種畜検査」により、伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖障害を有しないことの検査及び家畜の等級判定

「種畜検査」により「種畜証明書」の交付を受けていない雄からの人工授精用精液の採取等の禁止

人工授精用精液、受精卵の採取、処理、体外授精、雌牛への注入を実施できる者を家畜人工授精師及び獣医師に限定

家畜人工授精用精液証明書の添付されていない精液の流通、使用の禁止等を規定。

また、家畜登録情報の公共性(家畜取引の指標)にかんがみ、登録団体が行う登録事業に関する登録規程は、農林水産大臣の承認を要する。

家畜の登録事業

〔登録事業の役割〕

血統、能力又は体型について審査を行い、一定の基準に適合するものを登録することにより、不良形質の淘汰、優良家畜の選抜等、家畜の改良増殖の推進に資する役割を持つ。

〔登録事業における登録基準の例〕

父母ともに登録牛 血統を明らかにする

本牛の外貌、発育等が良好 品種の特徴を有した優良な家畜を選抜する

遺伝的不良形質の制限条件に抵触しないこと 後代へ不良形質が遺伝することを防ぐ

2 牛肉トレーサビリティ法

〔目的〕

BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼性の確保などを目的として、牛トレーサビリティ制度を構築。

〔概要〕

牛を管理する「管理者」に対する牛の出生等の届出と耳標の装着

「と畜者」への牛のとさつの届出及び個体識別番号の表示及び引き渡しに関する事項の記録・保存

「販売業者」、「特定料理提供業者」への個体識別番号の表示及び仕入・販売に関する事項の記録・保存等の義務づけ。

〔効果〕

個体識別番号により、その牛肉の生産履歴を追跡することで、国産牛肉であることの確認が可能。出生等の届出により種別が登録されることから、種別(品種)の確認が可能。



輸入肥育もと牛の取扱い

輸入肥育もと牛については、輸入された時点で耳標を装着し、輸入の届出を行う。

また、種別については、品種を証明できる書類がないことから、「肉専用種」、「乳用種」、「交雑種」のいずれかを届出る。

3 商標法(地域団体商標制度)

〔目的〕

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的。

〔概要〕

地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度。(H18.4.1施行)

〔効果〕

指定商品について、登録商標を使用する権利を占有。

他人による類似商標の使用、類似商品についての同一又は類似商標の使用は、商標権侵害。

他人による使用に対して、差止請求、損害賠償請求が可能。

地域ブランドの信頼の確保(地域ブランドと一体となった純国産和牛であることの証明の可能性)

銘柄牛等の現状

- ・ 全国には多くの銘柄牛肉が存在、流通。
- ・ ただし、必ずしも商標権を取得していない。

銘柄数(H17.3現在) 229

うち商標権を取得しているもの

(文字・図形商標) 前沢牛、佐賀牛

(図形商標) 米沢牛、千葉しおさい牛、石垣牛



地域団体商標制度により、「地名」+「商品名」からなる商標権の取得が進展が期待される。

4 食肉の表示に関する諸制度

〔食肉公正競争規約〕

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づき、販売業者又は事業者団体が、食肉に関する表示等に関して、関係諸制度を踏まえた自主的ルールを設定し、公正取引委員会の認定を受けた規約。

〔概要〕

JAS法に基づく原産地表示などの他、規約において、「和牛」表示の詳細なルールを設定。

〔効果〕

業界の自主的な取組により、原産地表示等、関係法令に則した取組が行われている。

法令に具体的な規定のない事項についてもルール化。

公正取引協議会は規約に従い適正な表示を行っている小売販売業者に対し、ステッカーの交付。

違反に関する措置も設けられ、違反行為があった場合には、50万円以下の違約金等の措置。

「和牛」表示のルールは、
食肉公正競争規約
4 - 1 参照

〔表示例〕

原産地表示のルールは、
JAS法、不正競争防止法、
商品の原産国に関する不当な表示(公正
取引委員会告示)等
4 - 2 参照

和牛肩ロース(国産)	
個体識別番号 0123456789	消費期限 18.4.18(4 で保存)
(バーコード)	100g 当たり
	(円) 330
正味量	990 販売価格
(g) 300	

4 - 1 「和牛」表示のルール

〔「和牛」表示のルール〕

「和牛」表示のルールは、食肉公正競争規約第4条(4)、第10条(4)及び、規約に基づく食肉公正競争規約施行規則に規定。

〔「和牛」表示の具体的な内容〕

黒毛和種、 褐毛和種、 日本短角種、 無角和種、 「 ~ 」の品種間の交配による交雑種、 「 と ~ 」の交配による交雑種以外の牛肉を「和牛」の肉と表示すること又は「和牛」の肉であると誤認されるおそれがある表示することを禁止。

〔違反に関する措置〕

食肉公正競争規約は、販売業者又は事業者団体が、食肉に関する表示等に関して、関係諸制度を踏まえた自主的ルールを設定するものであるが、違反に関する措置を規定。(ただし、規約への参加は任意であるため、会員に対する措置に限られる。)

(例)

- ・ 適正表示ステッカーの回収
 - ・ 50万円以下の違約金
 - ・ 除名処分
- 等

〔和牛表示の例〕

黒毛和種 × 黒毛和種

「和牛」又は「和牛(黒毛和種)」

黒毛和種 × 褐毛和種

「和牛(和牛間交雑種)」又は「和牛(黒 × 褐)」等

黒毛和種 × ホルスタイン種

「和牛」は、不可

「黒牛(黒毛和種 × ホルスタイン種)」等

(「黒」の文字を使用する場合には、品種又は品種の組合せを併記。)

4 - 2 原産国表示のルール

〔原産国表示のルール〕

原産国表示のルールは、JAS法、不正競争防止法、商品の原産国に関する不当な表示(公正取引委員会告示)等に規定。これらに基づいて、食肉公正競争規約でルールを設定。

〔原産国表示の具体的な内容〕

〔輸入食肉〕

輸入食肉は、必ず原産国名を表示しなければならない。

(国名がわからない「カンザスビーフ」等だけの表示は不可。アルファベットだけの表示(USA等)は不可。)

〔生体輸入家畜から生産された食肉〕

最長の飼養地が原産国(原産地)。

〔国産食肉〕

国産、都道府県名、市町村名その他一般的に知られている地名を原産地として記載可能。

地名を冠した銘柄名が表示してある場合(松阪牛、神戸牛等)は、国産である旨の記載を省略可能。

ただし、当該地名に係る都道府県が最長飼養地(原産地)でない場合には、別途原産地の記載が必要。

〔罰則〕

- ・ 農林水産大臣からの指示。指示を受けて実行しない場合、農林水産大臣からの命令。
- ・ 命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下)。
- ・ 上記の措置の公表。

「国産品」事例

A国(12ヶ月)	国内(18ヶ月)	国産
----------	----------	----

「輸入品(A国産)」事例

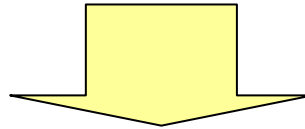
A国(12ヶ月)	B国(10ヶ月)	国内(8ヶ月)	A国産
----------	----------	---------	-----

「和牛」及び「黒豚」表示の課題

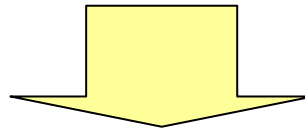
特色ある食肉についての表示のルール化

「和牛」・「黒牛」・「黒豚」等の特色ある食肉に関する表示は、

- ・商品の特色を強調するものとして任意表示(義務表示ではない)
- ・品種名と異なり、生産地域の文化や流通における商習慣を通じて形成



国際化の進展に伴い、海外由来のものも含め、多様な食肉が流通
消費者に分かりやすい表示ルールの設定が必要



任意表示のルールは、これまでも国の通知、業界の自主的な規約により適正化が
図られてきたことから、直ちに義務表示などの強制的な手法によるのではなく、ガイ
ドラインにより事業者の自主的な取組を推進していくことが適当ではないか

品種と呼称について

畜種

呼称(表記)

品種

和牛の呼称(表記)を日本で生まれたものに限ることについてどう考えるか

牛

和牛

黒の呼称(表記)を使用する場合のルール
の明確化が必要ではないか。

黒牛

黒豚の呼称(表記)を日本で生まれたものに限ることについてどう考えるか

豚

黒豚

我が国固有の品種

黒毛和種
褐毛和種
日本短角種
無角和種
~ の品種間の交雑種
と ~ の交配による交雑種

一般的には黒毛和種

黒毛和種その他、アンガス種、アンガス種との交雑種もある。

バークシャー種

「和牛」表示の課題

現 行

課 題

検討方向

和牛の表示(定義)

黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びそれぞれの間の交雑種



海外で生産された黒毛和種等も「和牛」と表示することが可能



国内で生産された黒毛和種等のみを「和牛」と表示する等により表示ルールを明確化することとしてはどうか

和牛の確認

特段の定めはない(登記書、登録書等の確認や伝達による任意の方法)



国産のみを「和牛」と表示することとした場合、国産の黒毛和種等をどのように証明するか



牛肉トレーサビリティ制度や登録制度を活用して厳格化を図るべきではないか

黒牛の表示

公正取引協議会では、黒の文字を使用する場合は、品種の組合せを併記するよう解説書で指導



品種の組合せの併記についての周知徹底が不十分



黒の文字を使用する場合の現行の方法を更に徹底させるべきではないか

「黒豚」表示の課題

現 行

課 題

検討方向

黒豚の表示(定義)

国産、輸入を問わず、純粋
バークシャー種を言う



海外で生産されたバーク
シャー種も「黒豚」と表示
することが可能

消費者の多くは、「黒豚」
を国産と認識



国内で生産されたバーク
シャー種のみを「黒豚」と
表示する等により表示
ルールを明確化すること
としてはどうか

黒豚の確認

特段の定めはない(登記書、
登録書等の確認や伝達、
産地独自の証明制度等^{注)}
による任意の方法)



国産のバークシャー種
のみを「黒豚」と表示するこ
ととした場合、国産のバーク
シャー種であることをどの
ように証明するか



産地独自の証明制度等
の推進を図るべきではな
いか

注) かごしま黒豚認証制度では、鹿児島黒豚生産者協議会が独自の黒豚証明書を発行しているほか、(社)日本養豚協会が、独自の黒豚証明制度や黒豚生産農場指定制度を有している

平成19年度国際部予算概算要求の重点事項

国際部

平成18年8月

1 輸出倍増対策の強力な推進

対策の3年目を迎え、分野ごとの輸出の取組の進展度合いに応じたキメ細かな対策の実施。また、各段階において、公共・非公共事業、融資等を含め農林水産省の関連施策を幅広く活用した支援策を総合的に展開。

輸出倍増対策 2,080(1,022)百万円

輸出倍増関連予算 3,842(0)百万円

- 1 輸出倍増対策 2,080(1,022)百万円
- (1) みなぎる輸出活力誘発事業 50(0)百万円
輸出構造改革検討委員会の助言を得ながら、分野ごとの輸出モデルを策定。このモデルを活用して輸出コンサルティングを行うことにより、産地や生産者等の輸出戦略づくりを支援。
- (2) 真の日本食・日本食材海外発信事業 350(0)百万円
海外メディア等を活用して日本食のPRを展開。これにより、海外の人々の日本食・日本産食材に対する認知度を高め、日本産の農林水産物等の輸出を飛躍的に拡大。
- (3) 活きた輸出情報ネットワーク構築事業 51(0)百万円
日本産の農林水産物等の輸出に先駆的、実践的に取り組んでいる方々を輸出促進サポーターとして登録し、最新の活きた体験、ノウハウを提供。これにより、これから輸出を本格化させる事業者の取組をサポート。
- (4) 農林水産物等海外販路創出・拡大事業 610(430)百万円
特に輸出先として要望の高い国・地域において、海外高級百貨店等での常設店舗を継続的に展開。また、新規顧客を獲得するため、輸出先として有望な国・地域にも展開し、設置箇所を拡大。これにより、日本産の農林水産物等について海外の消費者に一層の浸透を図り、現地の市場調査にも活用。
- (5) 農林水産物等輸出倍増重点推進対策 687(300)百万円
意欲的な目標を掲げ輸出に取り組む民間団体等の輸出力を強化する支援策に、物流技術やブランドの確立等に対応するためのメニューを追加。

- 2 輸出倍増緊急条件整備事業 2, 300 (一) 百万円
強い農業づくり交付金及び元気な地域づくり交付金に輸出対策枠を設定。
- 3 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 1, 542 (0) 百万円
のうち輸出促進に関する研究開発
農林水産物等の輸出振興に資する生産、流通、加工技術に関する研究開発を推進。
- 4 公共・非公共事業、融資の総合的・有機的活用
公共・非公共事業、融資を有機的に結びつけるとともに、活用しやすい支援の仕組みを構築。これにより、輸出志向の高い産地の育成をはじめ加工・流通・販売の各段階において農林水産物等輸出のビジネス化を推進。